

旭区公告第 142号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、地方税法第20条の2及び横浜市市税条例第10条の規定により公示送達する。

送達する書類は当区役所税務課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年9月11日

横浜市旭区長 堀口 和美



送達を受けるべき者	住所又は所在地	横浜市旭区本村町26番地5 レオパレスグレイスSHIN0106
	氏名又は名称	RUNGRUANG TEERAT 外9名
送達する書類名	令和8年度 市民税・県民税・森林環境税納税通知書	
(注意)		
地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		

公示日：令和8年9月11日

地方税法 第13条に係る通知
もしくは地方税法 第13条に係る賦課決定等の通知

作成日：令和8年9月11日